広島キリスト教社会館保育所 運営規程

（施設の目的）

第１条　広島キリスト教社会館保育所（以下「本所」という。）は、第２条に定める運営の方針に基づき、保育を必要とする乳幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことにより乳幼児の健全な育成を図ることを目的とする。

（運営の方針）

第２条　本所は乳幼児又はその保護者の国籍、信条、社会身分、宗教、障害の有無又は入所に要する費用を負担するか否かによって、差別的取り扱いをしない。

２　本所は、全ての乳幼児が尊重され守り育てられる保育を提供し、その福祉を積極的に増進させることに最もふさわしい生活の場を提供するよう努める。

３　本所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、本園における環境を通して、養護及び教育を一体的に行う。

４　本所は、家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う。

（名称及び所在地）

第３条　本所の名称及び所在地は次のとおりとする。

（１）名称　　広島キリスト教社会館保育所

（２）所在地　広島市西区小河内町１丁目１３－３

（提供する保育の内容）

第４条　本所は、児童福祉法（１９４７年法律第１６４号）、子ども・子育て支援法（２０１２年法律第６５号）その他関係法令等を遵守し、厚生労働大臣が定める保育所保育指針（２００８年告示）に沿って、乳幼児の健全な発達に必要な保育を提供する。

（職員の職種、員数及び職務内容）

第５条　本所の職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。ただし、職員の員数については、入所した乳幼児数により、広島市児童福祉施設設備基準等条例（２０１２年広島市条例第５８号。以下「市基準条例」という。）における配置基準を下回らない範囲で変動することがある。

（１）施設長（所長）（常勤専従）　１人

所長は、保育の質の向上及び職員の資質の向上に取組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

（２）主任保育士（常勤専従）　１人
主任保育士は、所長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容や衛生管理について他の保育士と協力して進める。
（３）副主任保育士（常勤専従）　１人
副主任保育士は、所長及び主任保育士を補佐するとともに、各保育士との連携を深め、現場の意見などを踏まえながら助言やサポートを行う。
（４）保育士　１２人（常勤専従　１０人、非常勤　２人）
保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての乳幼児が安定した生活を送り、健康管理と充実した活動ができるよう保育を行う。
（５）栄養士　１人（常勤専従　１人）
栄養士は、乳幼児の年齢に合った栄養摂取やアレルギー食への対応を目的とした献立を作成し、食材の選定や調理業務及び食育に関する活動を行う。
（６）調理員　１人（常勤専従　１人）
調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
（７）事務員　２人（非常勤　１人）
事務員は、事務及び雑務を行う。
（８）嘱託医　１人
嘱託医は、乳幼児の心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。
（９）嘱託歯科医　１人
嘱託歯科医は、乳幼児の口腔内の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

（保育を提供する日）
第６条　本所の保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、次の各号に定める日は保育の提供を行わない。
（１）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（２）８月１４日から１５日まで
（３）１２月３０日から１月４日まで
（４）その他、所長が必要と認めた日

（保育を提供する時間）
第７条　本所の保育の提供を行う時間は、次のとおりとする。
（１）保育標準時間認定に係る時間　　７時３０分～１８時３０分
（２）保育短時間認定に係る時間　　８時３０分～１６時３０分

（３）前号に係る時間外保育時間　　７時３０分～８時３０分及び
１６時３０分～１８時３０分
（４）延長保育時間（要別途契約）　１８時３０分～１９時３０分
２　前項各号の時間内であって、原則保護者の就労時間等やその通勤所要時間に限る。
（利用定員）
第８条　本所の利用定員は、次のとおりする。
（１）２号認定　　３５人
（２）３号認定　　２５人

（利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項）
第９条　本所は、市町村が行う利用調整により本所を利用することとされたときは、市町村と協議の上これに応じる。
２　本所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。
３　本所の乳幼児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。
（１）子ども・子育て支援法施行規則第１条に規定する労働又は疾病その他の事由に該当しなくなったとき
（２）子ども・子育て支援法２０条に規定する支給認定を受けた市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき
（３）乳幼児の保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき
（４）その他の事由により、利用調整を行う区役所の福祉事務所長からの連絡に基づき保育を提供する期間が満了したとき
（５）その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

（利用料その他の費用等）
第１０条　保護者は、乳幼児の保護者が居住する市町村の長が定める額の利用料を、当該長へ支払うものとする。
２　本所においては、前項に定めるもののほか、保育において提供する便宜に要する費用として、次のとおり実費を徴収する。
（１）幼児主食代　　月額９００円（幼児のみ）
（２）幼児副食費　　月額４５００円（幼児のみ）
（３）共済掛け金　　年額２４０円（生活保護世帯は無）
（４）保育用品代　　購入希望者のみ、その対価
（５）個別購入品代　　写真や絵本等の購入希望者のみ、その対価
（６）延長保育料　　月額上限２７５０円（契約者のみ）
（７）未契約延長保育料　　日額５００円

（８）行事等に係る費用　　その実費

３　前項第２号については、月中途入退所者は日割り計算とする。

　前項第４号において提供する便宜は、保護者の持参物で代用することができる。

（健康管理・衛生管理）

第１１条　本所では、乳幼児に対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に２回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）に規定する健康診断に準じて実施する。

２　本所は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び広島市が策定する「保育園給食衛生管理マニュアル」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

３　本所は、SIDS 予防のため、入所受付時に危険因子の有無について確認をする。又家庭との連絡を密にし、健康状態の確認や衣類の着せ過ぎに注意し、午睡中は目を離さず睡眠チェックを行う。

（障害児保育）

第１２条　本所は、障害や発達上の支援を必要とする乳幼児一人一人の発達過程や障害の状態を把握し、他の乳幼児との生活を通して共に成長できるよう保育を行う。

２　本所は、障害や発達上の支援を必要とする乳幼児の家庭との連携を密にし、保護者との相互理解を図るとともに、専門機関との連携を図り、必要に応じて助言等を得る。

３　就学に際しては、保護者の希望に寄り添い専門機関や関係機関と連携を密にして調整に当たる。

（緊急時等における対応方法）

第１３条　本所において乳幼児に体調の急変や負傷が生じた場合その他必要な場合は、速やかに保護者に連絡するとともに、嘱託医又は乳幼児の主治医に相談する等の措置を講じる。あわせて、病院への搬送や場合によっては救急車要請等必要な措置を講じることがある。

（非常災害対策）

第１４条　本所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、火災訓練その他必要な訓練を定期的に実施する。

（安全対策と事故防止）

第１５条　本所は、安全かつ適切に、質の高い保育を提供するために、事故防止・事故対応に関するマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

２　本所は、職員に対して乳幼児の安全に関する研修を実施する。
３　本所は、広島市が策定する「保育園における食物アレルギー対応の手引き」に基づき、乳幼児の保護者と十分な連携を取りながら、適切な対応に努める。
４　本所は、事故について、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
５　本所は、事故について、必要に応じて乳幼児の保護者に周知するとともに、広島市保育指導課に報告する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）
第１６条　本所は、乳幼児の人権の擁護、虐待の防止のため次の措置を講ずる。
（１）人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
（２）職員による乳幼児に対する虐待等の行為の禁止
（３）人権の擁護、虐待の防止の啓発のための職員に対する研修の実施
（４）その他虐待防止のために必要な措置
２　前項第２号における虐待等の行為とは、広島市特定教育・保育施設等運営基準条例により引用する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第２５条に規定する行為をいう。
３　本所は、保育の提供中に、本所の職員又は養育者（乳幼児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる乳幼児を発見した場合は、速やかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告する。

（地域の子育て支援）
第１７条　本所は、多様化する地域の子育てニーズに対応するため、その保有する専門的な機能を活用し、本園の特色を活かした多世代交流の促進及び家庭の育児力の向上のための子育て支援を行う。

（苦情・相談対応）
第１８条　本所は、乳幼児の保護者等からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、相談・苦情解決責任者、相談・苦情解決受付担当者、第三者委員等苦情・相談の窓口を設置し、乳幼児の保護者等に対して公表するとともに、苦情等に対して必要な措置を講じる。
２　苦情等を受けた場合は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情等申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
３　苦情等内容及び苦情等に対する対応、改善策について記録する。

（個人情報の保護）

第１９条　本所は、次の各号の個人情報について、本園の施設目的の範囲内で利用し、本人または保護者の同意を得た場合等を除き、第三者に提供しない。

（１）　入所した乳幼児の保護者から得た個人情報及び日々の保育に関して収集して得た個人情報

（２）　地域の子育て支援に関して得た個人情報

（３）　その他本所の活動に関して得た個人情報

（その他運営についての重要事項）

第２０条　本所では政党や宗教への勧誘行為及びネットワークビジネスや営業目的の行為を行うことを禁止する。

附則

この規程は　２０１５年　４月１日から施行する。

２０１７年　４月１日　一部変更（保育士数及び事務員数）

２０１９年　４月１日　一部変更（３号定員及び保育士数）

２０１９年１０月１日　一部変更（副食費の追加）

２０２０年　４月１日　一部変更（副主任追加及び保育士数）

２０２１年１０月１日　一部変更（幼児主食代の変更）

２０２２年　４月１日　一部変更（定員及び保育士数）

２０２３年　４月１日　一部変更（保育士数）